

目 次

根 拠 法 令	条 項	処 分 名	ページ
港湾法 (昭和25年 法律第218号)	第37条第1項	港湾区域内の水域または公共空地における、土地の一部の占用（3月以上で新規に係るもの）、土砂の採取（500立方メートル以上に係るもの）、工作物の建築（3月以上に係るもの）等の許可	1-1-1
		港湾区域内の水域または公共空地における、土地の一部の占用および更新（3月未満に係るもの）、土砂の採取（500立方メートル未満に係るもの）、工作物の建築等（3月未満に係るもの）等の許可	1-1-2
港湾区域管理規則 (昭和39年 条例第18号)	第3条第1項	港湾区域内の水域または公共空地における土地の一部の占用（3月以上に係るもの）、土砂の採取（500立方メートル以上に係るもの）、工作物の新築（3月以上に係るもの）等の変更の許可	2-1-1
		港湾区域内の水域または公共空地における土地の一部の占用（3月未満に係るもの）、土砂の採取（500立方メートル未満に係るもの）、工作物の新築（3月未満に係るもの）等の変更の許可	2-1-2
	第6条	工事等に係る権利譲渡等の承認 流水の占用の登録、流水占用変更の登録	2-2
公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年 条例第54号)	第4条第1項	公共港湾施設の一般使用の許可	3-1-1
		公共港湾施設の専用使用の許可	3-1-2
		公共港湾施設の目的外使用の許可	3-1-3
	第4条第2項	公共港湾施設の一般使用に係る工作物等の設置・変更の許可	3-2-1
		公共港湾施設の専用使用に係る工作物等の設置・変更の許可	3-2-2

根拠法令	条項	処分名	ページ
公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年 条例第54号)	第4条第2項	公共港湾施設の目的外使用に係る 工作物の設置・変更の許可	3-2-3
	第5条第2項	公共港湾施設の目的外使用の更新 の許可	3-3
河川法 (昭和39年 法律第167号)	第20条	河川管理者以外の者の施工する工 事等の承認(大規模なもの)	4-1-1
		河川管理者以外の者の施工する工 事等の承認(大規模でないもの)	4-1-2
	第23条	流水の占用の許可、流水占用変更の 許可(特定水利に係るものを除く。)	4-2-1
		流水占用更新の許可(特定水利に係 るものを除く。)	4-2-2
	第23条の2	流水の占用の登録、流水占用変更の 登録	4-3-1
		流水占用更新の登録	4-3-2
	第24条	河川区域内の土地占用の許可およ び変更(占用の面積の増大を伴うも の)の許可(琵琶湖に係るもので占 用期間が3月以上で新規のもの(漁 業施設、排水施設を除く。))	4-4-1
		河川区域内の土地占用の許可・変更 許可(処理機関が河川・港湾室のも のを除く。)および更新の許可	4-4-2
	第25条	土石等(500立方メートル以上の ものに限る。)の採取許可および変 更の許可	4-5-1
		土石等(500立方メートル未満の ものに限る。)の採取許可および変 更の許可	4-5-2
	第26条第1項	工作物の新築等(全部または一部の 除却のみに係るものを除く。)の許 可および変更の許可(琵琶湖に係る もので設置期間が3月以上のもの (漁業施設および排水施設を除 く。))	4-6-1
		工作物の新築等の許可および変更 の許可(処理機関が河川・港湾室の ものを除く。)	4-6-2
	第27条第1項	土地の掘削等の許可	4-7
第28条	竹木の流送等の許可	4-8	

根拠法令	条項	処分名	ページ
河川法 (昭和39年 法律第167号)	第29条第1項	河川の流水等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	4-9
	第30条第1項	許可工作物の完成検査	4-10
	第30条第2項	許可工作物の完成前の一部使用の承認	4-11
	第34条第1項	権利譲渡の承認(処理機関が河川・港湾室である許認可に係るもの)	4-12-1
		権利譲渡の承認(処理機関が土木事務所である許認可に係るもの)	4-12-2
	第47条第1項	ダム操作規程の承認(特定水利に係るものを除く。)	4-13
	第55条第1項	河川保全区域における行為の許可	4-14
第57条第1項	河川予定地における行為の制限	4-15	
砂利採取法 (昭和43年 法律第74号)	第16条	砂利採取計画の認可(500立方メートル以上の採取に係るもの)	5-1-1
		砂利採取計画の認可(洗浄および500立方メートル未満の採取に係るもの)	5-1-2
	第20条第1項	砂利採取計画の変更の認可(500立方メートル以上の採取に係るもの)	5-2-1
		砂利採取計画の変更の認可(洗浄および500立方メートル未満の採取に係るもの)	5-2-2